

こませ網漁業操業に係る安全確保について

第六管区海上保安本部

備讃瀬戸海域におけるこませ網漁業の漁期は、1月15日～11月30日です。

こませ網漁船及び備讃瀬戸海域を航行する一般船舶は、海上交通安全法、海上衝突予防法を遵守するとともに、特に下記事項に留意して安全確保を図ってください。

1. こませ網漁船

- (1) 通航船舶の動向に十分注意すること。
- (2) 通航船舶が航路を安全に航行できるよう可航幅を保つこと。
- (3) 法令等に基づく灯火又は形象物を適切に表示し、タル等の標識を確実に掲示すること。
- (4) AIS装置を適正に利用すること。

いかりダル(カシラダルともいう)・・・オレンジ色

補助ダル・・・オレンジ色

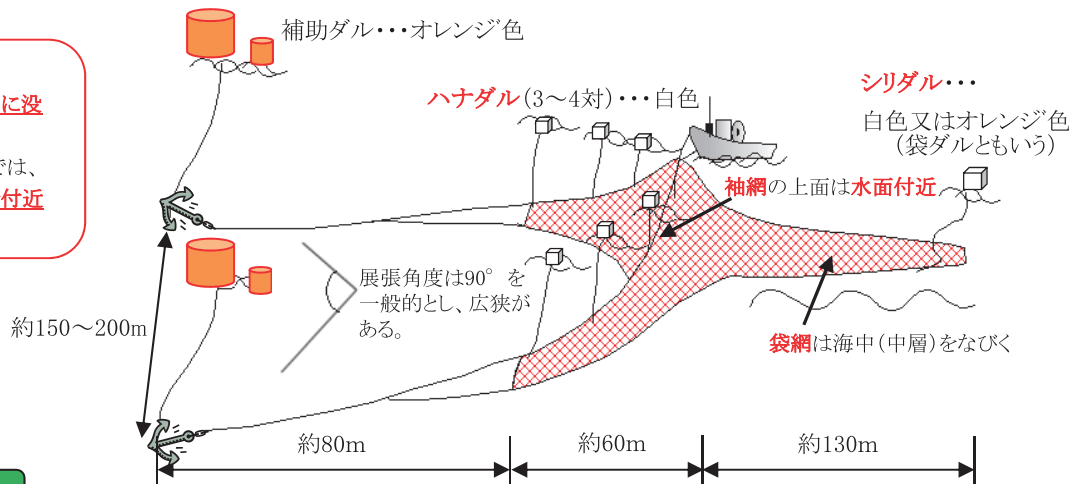
ハナダル(3～4対)・・・白色

シリダル・・・

白色又はオレンジ色
(袋ダルともいう)

※注意

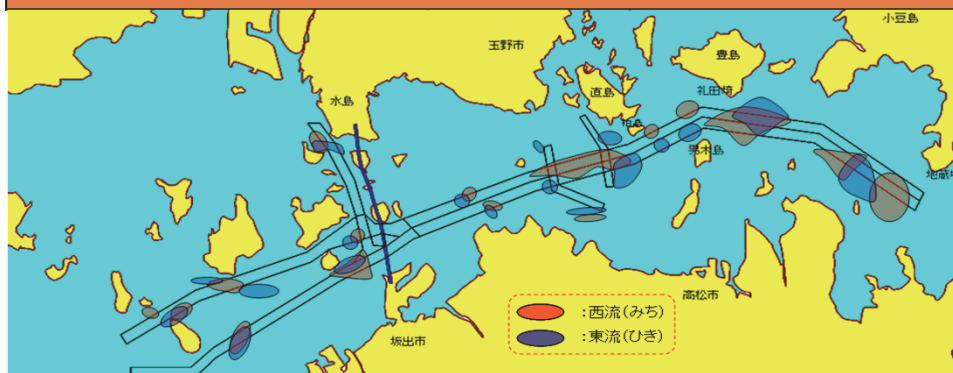
- タルは強潮流時には海中に没する場合があります。
- 備讃瀬戸南北航路付近では、こませ網漁船がいかりダル付近に船位している場合があります。



2. 一般船舶

- (1) こませ網漁船及び他の船舶の動向に十分注意すること。
- (2) 必要に応じ備讃瀬戸海上交通センターから、こませ網漁船の操業に関する情報を入手すること。
- (3) こませ網漁船の付近を航行する場合には、減速して航行すること。
- (4) 巨大船は、備讃瀬戸海上交通センターから、こませ網漁船の操業に関する情報を確実に入手し、十分注意して航行すること。

法定航路周辺の主要操業状況



<連絡先>

備讃瀬戸海上交通センター 電話 0877-49-2220 HPURL ⇒ <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/>



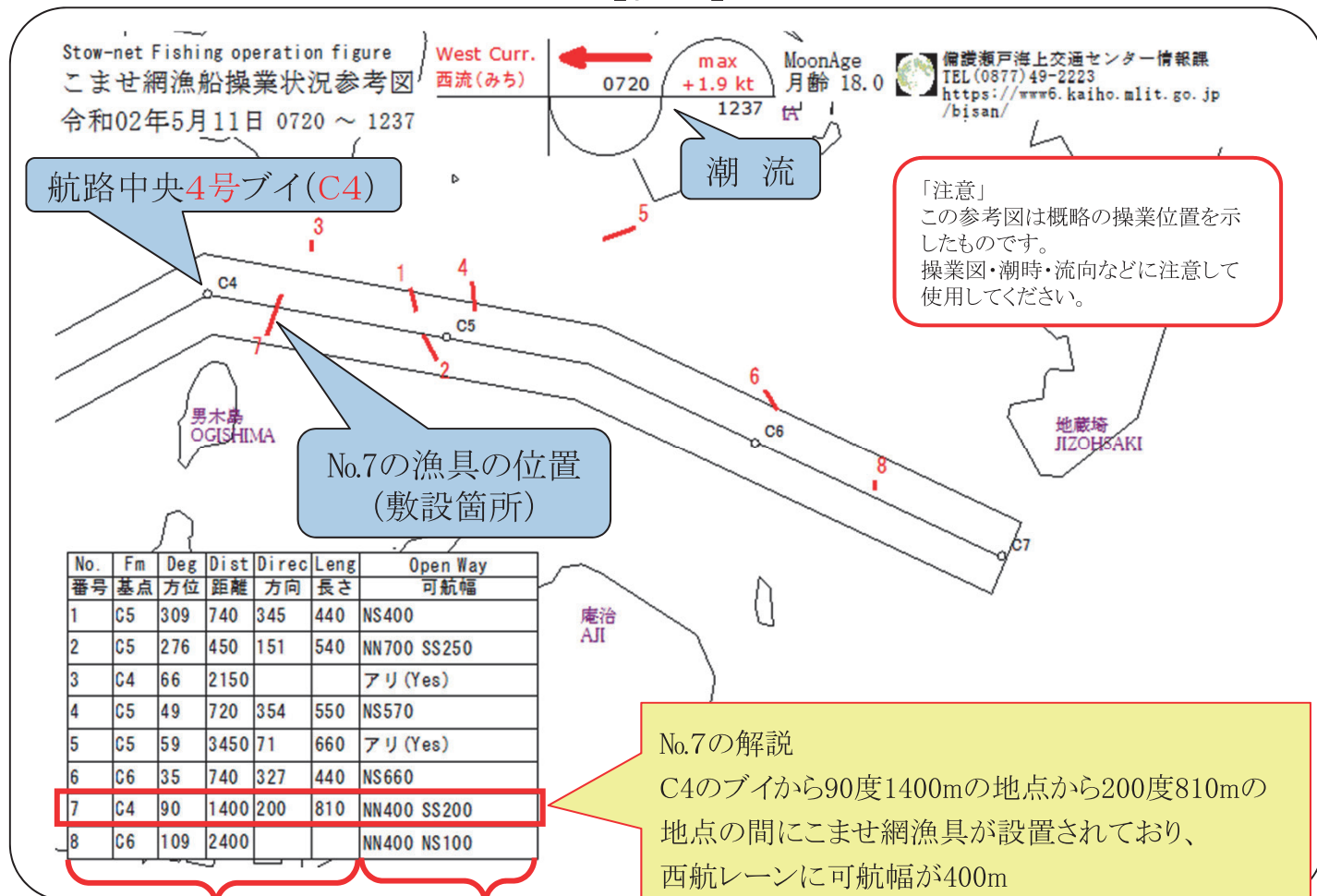
こませ網漁船操業状況参考図は、インターネット（表面参照）から入手することができます。

※注意

この参考図は概略の操業位置を示したものです。航行にあたっては、操業状況等を自ら確認し、安全運航に努めてください。

この参考図は、夜間は提供しません。

【例示】



こませ網漁具敷設場所の表し方
(単位:m)

網は基点(航路中央ブイ)からの方位・距離で示されています。

航路内可航幅の表し方(単位:m)

NN・NS (西航レーンに存する漁網いかりダル北側・南側の可航幅を示す。)
SS・SN (東航レーンに存する漁網いかりダル南側・北側の可航幅を示す。)

